

お知らせ『りしり富士』

確定申告説明会の開催について

会計課税務こくほ係

延期となっております令和3年分の確定申告説明会を以下のとおり開催いたします。確定申告の仕方や決算にあたっての留意事項など詳しく説明いたしますので、ぜひご来場下さい。

と き 令和3年12月22日(水)
【確定申告説明会】 午後3時00分～4時00分
ところ 利尻富士町役場2階大会議室



詳しくは役場会計課税務こくほ係(Tel.82-2123)までお問い合わせ下さい。

12月は「町税及び使用料等納付推進強調月間」です

会計課・福祉課・建設課

【納付の推進】

町では12月を「町税及び使用料等納付推進強調月間」として町税(町道民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)及び使用料など(公営住宅使用料・上下水道料・ゴミ処理手数料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等)の納付推進を強化します。

お手元の納付書などをお確かめのうえ、まだ納付されていない町税や使用料などで、既に納期限が過ぎている場合には、お早めに納付下さい。(国民健康保険税の最終納期は12月27日(月)です)

また、未納の方については今後自宅訪問を実施しますので、事情があって納付ができない場合は、早急に納付相談を受けてください。

【滞納整理の強化】

令和2年度以前の町税及び使用料などの滞納者のうち、役場から催告書等が届いているにもかかわらず応じない方、また、計画的な納付の約束をしたのに納付が履行されていない方に対しては、今後やむを得ず勤務先への給与照会や金融機関への預貯金照会などを実施のうえ差押など厳しい滞納処分を行いますので、お早めにご相談下さい。

【口座振替制度】

「口座振替制度」とは金融機関が町の税金や使用料などを本人指定の預金口座から、納期に合わせて自動的に納付する制度です。納付忘れがなく、忙しい方や不在がちの方に大変便利です。

一度手続きをすると翌年度以降も自動継続されますので、既に手続きされた方は再度手続きをする必要はありません。

申し込みは各金融機関または役場会計課・福祉課・建設課の各担当窓口へお問い合わせ下さい。

保育士（正職員）を下記の通り募集しますので、ご希望の方は下記により提出書類を郵送又は持参のうえお申し込みください。

- ・ 募集人員 保育士 1名
- ・ 募集資格 40歳以下で、保育士資格を有する方
- ・ 勤務場所 鷺泊保育所 又は 鬼脇保育所
- ・ 給料・手当 利尻富士町職員の給与に関する条例及び規則による
- ・ 勤務条件 利尻富士町職員の勤務時間、休暇に関する条例及び規則による
- ・ 採用日 令和4年4月1日
- ・ 採用決定 面接試験により決定（面接日は別途調整します）
- ・ 提出書類 履歴書、健康診断書、保育士免許の写し
- ・ 申込期限 令和4年2月28日まで。ただし、採用決定次第募集を締め切ります。
- ・ 申し込み先 利尻富士町役場福祉課福祉介護係 電話 82-1113

マイナポイント事業の終了について（令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方へ）

国の消費活性化策として現在実施されているマイナポイント事業については、今月末までの事業となっております。令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象となりますので、まだお手続きがお済みでない方はぜひお早めにお手続きください。

マイナポイントに係る手続きは福祉課・鬼脇支所の窓口や、利尻おしどまり郵便局・本泊郵便局・鬼脇郵便局に設置されている端末から行うことができます。

また、マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンからもお手続きが可能です。
※手続きにはマイナンバーカード、利用者用電子証明書暗証番号（数字4桁）、申込みするキャッシュレス決済サービスの決済サービスID・セキュリティコード等が必要です。（決済サービスID・セキュリティコードはサービスによって異なります。カードやアプリ等で確認できる場合もありますので、詳しくは各決済サービスへご確認ください。）

◎マイナポイント事業について

対象者は、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方となります。

マイナンバーカードを使って予約・申込手続きを行い、選択したキャッシュレス決済サービス（※）でチャージやお買い物をすると、そのサービスでご利用金額の25%分のポイントがもらえる事業です。（お一人あたり5,000円分が上限です）

※QRコード決済（OOPay）や電子マネー（交通系のICカードなど）、クレジットカードなどのことです。ポイントの付与には、予約・申込み手続きをしていただき、キャッシュレス決済サービスをチャージやお買い物などで令和3年12月末までにご利用いただく必要があります。

お知らせ『りしり富士』

12月・1月の路線バスの運行時刻について

宗谷バス(株)利尻営業所

9月22日発行の「お知らせりしり富士第612号」でお知らせしておりましたが、利尻高校の冬休みと年始のため、路線バスの運行時刻が以下のとおりとなりますので、利用者の皆様におかれましては、お間違いのないよう、よろしくお願いいたします。

- 12月25日～1月18日 ⇒ 全便「休日ダイヤ」での運行となります(下記を除く)
- 1月1日、2日、3日 ⇒ 全便「運休」となります

除雪作業にご理解とご協力を

建設課建設農林係

今年もいよいよ本格的な冬のシーズンを迎えました。

円滑な除雪作業の実施と車両や歩行者の安全確保のためには、町民の皆さまのご理解・ご協力が不可欠となってきます。

今一度、除雪に関するマナーを守っていただき快適な冬となるよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

●道路に雪を出さないでください

道路へ雪をだすと雪山で道幅が狭くなり、わだちができやすくなるなど交通事故や交通障害をまねく原因になります。

冬期間の道路確保のため、宅内の雪は、道路へ出すことのないよう注意を願います。

道路への「雪出し」は道路交通法により禁止されています。

●重機による除雪について

- ・最近、重機による除雪を依頼されるご家庭が増えており、雪山を車道側に大きくせりだして積んでいるのが見受けられますが除雪作業の妨げになりますので絶対にやめましょう。
- ・排雪作業中の重機による道路への雪だしは大変危険であるとともに、排雪量の増加により予定通り作業できず日程等に支障がでますのでご注意願います。

●路上駐車はやめましょう

作業の支障になりますし、付近に住む方に迷惑です。また、緊急車両の通行にも支障をきたします。路上駐車は絶対にやめましょう。

●除雪の妨げとなる物件は撤去しましょう

除雪時の障害となりますので道路や歩道等に私有物は置かないでください。

●作業中の除雪車に近づかないでください

- ・安全第一で行っていますが、作業中は大変危険です。特にお子さんのいるご家庭は十分注意してください。
- ・早朝から除雪しますが児童、生徒の通学時間と除雪作業が重なる場合がありますのでご家庭でも注意喚起をお願いいたします。

